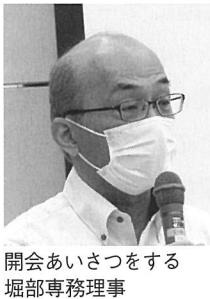


産業廃棄物処理に係る「第31回 実務者研修会」開催

- ・日 時：令和3年9月17日（金） 午前10時
- ・場 所：名古屋国際会議場
141・142会議室（1号館4階）
- ・参加者：100名

排出事業者及び廃棄物処理業者の実務担当を対象とした「第31回実務者研修会」（実務基礎コース研修会）を開催しました。



開会あいさつをする
堀部専務理事

開会の挨拶で事務局専務理事 堀部隆司氏は「本日は緊急事態宣言下ではありますが、国際会議場の指導のもと感染防止対策を徹底して開催いたしております。平成28年に起こりました

食品廃棄物の不適正処理事案を

契機に、協会・支部が開催する研修会に3年に1回は必ず参加していただくようお願いしています。法令の改正を把握していない場合によっては行政処分や許可の取り消しを受けてしまうことがありますので、実務を担当する方は基礎的な知識の習得をお願い致します。」と述べました。

*産業廃棄物処理の基礎

堀部専務理事が講師となり基礎知識の研修が行われ、循環型社会推進の法体系の中で、令和3年6月11日に公布、令和4年4月1日に施行予定の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（略して「プラスチック資源循環促進法」）について、素材に着目した包括的な法制度であり、基本原則と



して「3R + Renewable（持続可能な資源）」を掲げ、身近なところではコンビニのレジ袋、スプーンなどのワンウェイプラスチックの使用削減について等の事例を交え、最新の情報について紹介がありました。

*産業廃棄物管理票（マニフェスト）



講師の小野田環境アドバイザー

事務局環境アドバイザー 小野田敏也氏が講師となり、紙マニフェスト（直行用）の記入要領について、令和2年12月の改正により、①交付担当者欄の押印欄が削除され、氏名を自筆で記入。②受領印→受領欄となり、自筆サイン、または捺印、空欄はNG、であると説明がありました。

*産業廃棄物の委託処理と委託契約書・帳簿



講師の小坂事務局長

事務局長 小坂元信氏が講師となり委託契約について、排出事業者は収集運搬業者及び処分業者とそれぞれ契約を締結しなければならない。（2者契約）ただし、収集運搬と処分の両方の許可を有する同一業者に委託する場合は一つの契約書で締結することができると説明がありました。また、委託契約書の作成時に契約書に暴力団排除条項を記載するようアドバイスがありました。

その後、帳簿の解説を行い研修は終了し、受講者全員に堀部専務理事より「研修修了証」が授与され閉会となりました。

